

岩手県水道広域化推進プランの概要

はじめに

策定の背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速に進む人口減少や水道施設・管路の老朽化、多発する災害への対策などにより厳しさを増しており、水道事業を担う職員の不足も深刻な状況

本県の取組とプランの目的

- 県及び県内全水道事業者等で構成する「岩手県水道事業広域連携検討会」においてプランを検討
- 水道事業の経営基盤を強化し、持続的な経営を確保するための広域連携推進方針として策定

プランの位置づけ

- 広域連携の推進方針や当面の取組内容を定めるものであり、水道基盤強化のために必要と認めるときに都道府県が策定することができる「水道基盤強化計画」（水道法第5条の3）に引き継がれることを想定（本プランは、広域連携の進捗状況に合わせて適宜改定）

現状・将来見通しと課題

【事業水準の確保】

- 「新しいわて水道ビジョン」の実現に向けて、令和10年度までに達成すべき8指標のうち、水安全計画策定率は、令和10年度目標100%に対し令和2年度末時点で34.5%にとどまるなど、取組が進んでいない項目がある。（表1）

→新しいわて水道ビジョンの目標達成に向けた取組が進んでいない

【人員の確保及び専門知識・技術の承継】

- 水道事業の運営には専門知識・技術が必要だが、町村部では少人数の職員体制が多く、また、職員の半数は水道事業経験年数が5年未満となっている。（図1）

→専門知識・技術の承継が困難

- 全体の9割近くの事業者が「適度な人数」を下回っていると認識しており、その中でも5事業者が「業務に支障が出るほど、人数が不足」と回答している。

→人員が不足

- 既存施設の老朽化により、今後の施設更新需要額は1年当たり約211億円（直近10年平均の約1.4倍）になると見込まれる。また、人口減少に対応した施設の再構築も必要であることから、単純更新と比べて業務の難易度も高まっている。

→水道施設の更新需要増加に伴う業務量の増加

【財源の確保】

- 全県の水の使用量は、令和52年度で156,881m³/日となることが見込まれ、平成30年度と比べ約5割減少する。

→水需要が減少

- 推計期間（令和2～令和52年度）全体の全県の収支合計は、1兆1,576億円程度の収入不足となることが見込まれる。

→収入が不足

- 人口減少及び施設更新需要の増加により、今後さらに収支が悪化し、料金改定や一般会計からの基準外繰入等による財源確保が必要。

（不足財源を毎年度料金改定を行って確保する場合、令和52年度の水道料金は最大で17.52倍となる市町村がある。（表2））

→経営状況のさらなる悪化

指標	現状 2020年度	目標 2028年度
水道事業ビジョンの策定率	79.3%	100%
経営戦略策定率	90.9%	100%
アセットマネジメント実施率	75.9%	100%
水安全計画策定率	34.5%	100%
クリプトスポリジウム未対応施設数	35か所	30か所
基幹管路耐震化計画策定率	48.3%	100.0%
浄水場・配水場耐震化計画策定率	48.3%	100.0%
基幹管路の耐震適合率	48.1%	68.6%

表1 新しいわて水道ビジョンの指標達成度

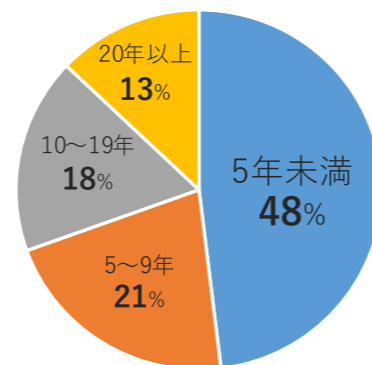


図1 職員の水道業務経験年数

圏域	家庭用20㎡当たり料金(月額)		料金増加倍率 (R52/R1)
	R1	R52	
盛岡	2,890円～ 4,172円	3,719円～ 37,437円	1.29～ 11.09倍
県南	2,563円～ 4,884円	8,539円～ 56,844円	2.13～ 17.52倍
沿岸南部	3,080円～ 4,070円	7,610円～ 29,740円	2.47～ 7.51倍
宮古	2,475円～ 3,930円	14,874円～ 48,670円	4.51～ 12.86倍
県北	2,960円～ 5,104円	14,169円～ 57,402円	3.40～ 16.74倍

表2 不足財源を料金改定で確保する場合の試算

広域連携シミュレーションと効果

シミュレーションの前提条件

- 課題解決につながる広域連携の可能性を広く検討するため、県内水道事業者等にシミュレーション実施希望調査（連携類型、想定する相手方等）を行い、その結果に基づき希望があった取組について実施
- シミュレーションは一定の仮定をおいて行ったものであり、事業化するためには、内容を精査し、それぞれの水道事業者等の実情に応じた検討が必要

シミュレーション概要

広域連携の形態*	実施件数	主なメリット
管理の一体化 (維持管理の共同委託、 総務系事務の共同委託)	11件	・単独委託と比較すると、委託費用が削減 ・直営業務の委託化により、懸案業務への人員振り向けが可能 ・必要人員の確保、育成が外部化され、適正な業務実施の継続が担保
施設の共同化 (水道施設の共同設置・共用)	10件	・単独での更新と比較すると、整備費用が削減 ・施設数が減少した事業者は、懸案業務への人員振り向けが可能 ・施設余力の有効活用が可能

※ 広域連携の形態には、上記のほか、事業統合や経営の一体化などがあるもの

上記シミュレーションの取組を令和5年度から実施した場合、令和52年度時点における県全体の家庭用20㎡当たり料金（月額）は、広域連携を実施しなかった場合と比較して、60円改善することが期待される。

広域連携の推進方針等

<広域連携推進方針>

- 「新しいわて水道ビジョン」で定めた基本方針【持続・安全・強靱】の実現を図るため、水道事業者等の課題解決に向けた広域連携を推進

<課題解決に向けた取組の方向性>

【水道事業者等】

- ブロック検討会における検討を継続し、連携でより高い効果が得られる課題を抽出し広域連携に取り組む。

【県】

- 情報提供や先進事例の紹介等により各事業者を支援するほか、希望する事業者同士の広域連携が実現するよう検討グループ等の検討の場を設置する。

<具体的取組内容>

「新しいわて水道ビジョン」計画期間の最終年度である令和10年度を目途として次の取組を進めていくとともに、次期水道ビジョンの策定と併せて本プランの見直しを行うものとする。

- ① 岩手県水道事業広域連携検討会において、広域連携に係る検討を継続
- ② 水道事業者等の意向を踏まえて県がマッチングの上、検討グループを設置
- ③ 検討グループにおいて検討を行い、具体的取組内容及びスケジュールを作成
- ④ 広域連携の取組事例を県が情報提供するなど、他の水道事業者等への横展開を支援